

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡湯梨浜町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金97,416円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年2月20日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町田井地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。